

姫路市立糸引小学校いじめ防止基本方針

姫路市立糸引小学校

1. 本校の方針

本校は、『豊かな心、輝く瞳』を教育目標に掲げ、『進んで学習する子・思いやりのある子・たくましい子』の育成を目指している。全ての子どもが安心して日々の学校生活を送り、夢を持って学習をはじめ様々な活動に取り組むことができるようにするため、いじめの未然防止は不可欠である。そこで、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめが発生した場合は適切かつ組織的に対応し、速やかに解決するため、『学校いじめ防止基本方針』を定める。

2. 基本的な考え方

本校は現在児童数が1,000人近く、昨今の田畑の宅地化に伴い児童数・学級数ともに増加傾向にある。児童を取り巻く環境は多様化しつつあるものの、従来より落ち着いた支持的風土のある校区であり、全体的にみれば、問題行動も少なく落ち着いた生活ができていく児童が多い。生活指導においては、学校で起こっていることや指導すべき内容、約束事をしっかりと共有し、全教職員で糸引小の児童の指導に当たるという意識を持って、同一歩調で指導できるよう、取り組みを進めている。またいじめに対する基本的認識としては次の通りである。

- ・どの学級にも、どの子どもにもいじめは起こり得る。
- ・けんかやふざけあいであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにする。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対して、それらがいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・いじめは卑劣な行為であり、人間として絶対に許されない。
- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・誰よりもいじめる側が悪い。
- ・いじめられている子の側に立った親身な指導をする。
- ・地域総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。
そして、『いじめのない学校』を目指し、以下の指導体制を構築し、いじめの未然防止・早期発見に努める。

3. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制、生活指導体制について

【管理職】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく指導体制
- ・いじめは、人間として絶対に許されないという姿勢を堅持
- ・保護者、地域、関係機関との連携

【いじめ対策委員会】 *学期に一回、生活指導委員会後実施する。

校長，教頭，生活指導担当，学年生活指導担当，養護教諭
スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー

- ・学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ・年間計画の作成，実施，検証，改善
- ・校内研修等の企画・実施
- ・配慮を要する児童の支援方針検討
- ・アンケート結果の分析
- ・スクールカウンセラー，民生委員・児童委員との連携
- ・保護者や地域への情報提供

対応班によるいじめ解消
のための指導・取り組み

【いじめ対応チーム】 *事案が発生時，すぐに招集
校長，教頭，生活指導担当，スクールカウンセラー，スクール
ソーシャルワーカー，関係児童の学級担任及び学年職員

- ・いじめの事実確認，いじめか否かの判断，情報収集及び記録，情報の共有
- ・指導方針の決定及び対応班の編成を行う。
- ・保護者へは事実を確認後，対応策を話し合う。

継続的指導 **解決** 経過観察

【全職員】

- ・いじめの未然防止，早期発見
- ・いじめの事案を認知した際の組織的対応

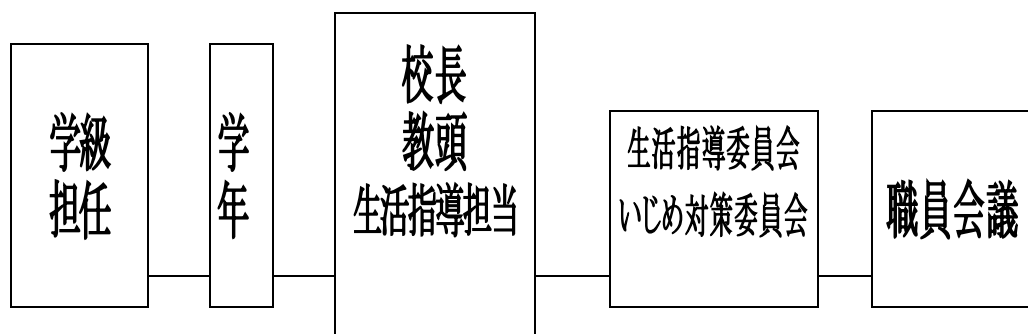
未然防止

- 確かな学力の育成
 - ・基礎的な知識・技能の確実な定着
 - ・思考力や判断力，表現力の育成
 - ・小集団の話し合いを効果的に取り入れた授業作り
- 特別活動の充実
 - ・話し合い活動の充実
 - ・児童主体の集会活動
- 道徳，人権教育の充実
 - ・友だちを思いやる気持ち，人権意識の高揚
 - ・情報モラルの育成
- 保護者・地域・中学校との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・オープンスクール，授業参観の定期的な実施
 - ・ホームページ，学校便り等による情報発信
 - ・小中一貫教育による人間関係力の育成

早期発見

- 情報収集
 - ・普段の児童とのふれ合い，日記などからの児童の悩みや訴えの把握（アンテナを高く）
 - ・養護教諭による情報把握
 - ・毎月の生活アンケート実施
 - ・教職員同士の情報交換を密に
 - ・児童，保護者，地域からの情報
- 相談体制の確立
 - ・スクールカウンセラーの活用
- 情報の共有
 - ・報告，連絡，相談の徹底
 - ・生活指導委員会・職員朝会・職員会議などでは学級の問題をオープンに
 - ・配慮を要する児童について，全職員で情報交換を実施（5月，2月）

(2) 状況報告



- ◎ いじめ事案, 問題行動等については, まず学年で対応する。同時に管理職及び生活指導担当に必ず報告する。
- ◎ ほうれんそう(報告, 連絡, 相談) = 組織的な指導を!

(3) いじめ早期発見・解消のために

①チェックリストの活用

いじめは教職員や大人の目の届かないところで行われ, 潜在化しやすいことを受け, 小さな変化を敏感に察知し, いじめを見逃さないようにするため, チェックリストを定め活用する。

→別紙①チェックリスト

②未然防止等の年間計画

いじめの未然防止についての取り組みを計画的かつ確実に行うために, 年間計画を別に定める。

→別紙②年間計画

③組織的対応

- ・ いじめと疑われる事案やいじめを認知した際は, いじめの事実確認や情報収集と記録, 情報の共有を行い, 速やかにいじめの解決を図ることができるよう, 組織的な対応を行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの状況を学校評価の評価項目に位置づけ, 評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

④いじめの解消について

単に謝罪をもって解消とせず, 少なくとも以下の2つの要件が満たされていることを確認する。

- ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。
- ・ いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが, 本人及びその保護者への面談により確認されていること。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより児童の生命, 心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。例えば, 児童が自殺を企図した場合, 身体に重大な傷害を負った場合, 金品等に重大な被害を被った場合, 精神性の疾患を発症した場合等が想定される。
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当期間とは, 不登校の定義を踏まえ, 年間30日を目安とする。
- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった際は, 校長が判断し, 適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した際は、以下の通り対応する。

- ①速やかに市教育委員会、警察等の関係機関に連絡する。
- ②市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、速やかにいじめの解決を図ることができるようにする。

【学校が主体となる場合】

いじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査を行う。

【教育委員会が主体となる場合】

『姫路市いじめ問題調査委員会』が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

- ③必要に応じて、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や保護者への説明会を実施する。
- ④マスコミ対応については情報の窓口を管理職に一本化する。

5. その他の事項

- ・本方針の主旨や理解していただきたい点について学校便り等でお知らせするとともに、ホームページ上で公開し、周知を図る。
- ・本方針が、効果的に機能しているかについては『いじめ対策委員会』を中心に年度末に点検を実施し、必要に応じて見直すこととする。
- ・本方針の見直しにあたっては、学校のみならず地域とともに取り組む観点から保護者や地域からの意見を積極的に聴取するようにする。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

保存版 いじめのサイン
発見シート

監修 橋本洋司 編集 山崎あゆみ 監修 山崎あゆみ 監修 山崎あゆみ

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、こままでちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってみんなの生活とのせがいを確認してください。

朝 (登校前)

※このチェック項目は、もしも子どもがやるようにしてください。

- 朝起きてから、洗面から手が乾かして乾かさない
- 朝になると体の動きが重たい、学校を休む日がある。
- 遅刻や早退が多くなった。
- 表情がなくなったり、ぼろぼろと涙が出るようになる。

夕 (下校後)

- ネットや電話やメールの返信が遅くなる。
- 勉強しなくなる、塾中がわからない。
- 誰かから金を持ち出した、金庫以上の現金をばらばら。
- 遊びのなかで、笑わなくなり、おどろかされたり、命令されている。
- 楽しい友達や遊び場がなくなり、遊びに行かない。

おすむまのようすは
いかがですか？

夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、寝間をなかなかこぼす口が閉く。
- 早起で起きる時や寝る時がなくなったり、こもっている。
- 教科書やノートにイヤがらみやツラな書き込み、書き込みが多くなった。
- 顔がよごれていたり、やぶられていたりする。

夜 (就寝前)

- 寝床が暗く、寝床との会話も少なくなった。
- まさかにも下着やタオルを盗み、盗まれたりする。
- 学校や友達の間でいじめが起きている。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- パソコンやスマホをいじり続けている。
- 顔色をばらばら見られないアザやキズがある。

「いじめ」をしていますが？

いじめの疑いがある場合、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが悪くなる、悪口をきかぬ人、人のことをげきにする。
- 悪口をばらばらいじめを持っている。
- 悪口をばらばらいじめを持っている、おこぼれでいじめられているものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

※クラス替えで新しい環境ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる時、学校生活を楽しめなくなるなど、注意して見守る必要があります。また、教師などのコミュニケーションにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

※休み明けの変わりどころから学校生活がうまくいっていない、自分だけが遅く、遅くなくなったりしていないか、子どものようすや変化に注意する必要があります。休みの間から休みの間にかけても見守ります。

※このシートはあくまで参考です。必ず子どもが実際に体験しているかどうか、ご確認ください。

「あれ？」もしかしてと 思ったら...

- 子どもによって異なり程度や時期によって異なります。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがあかしくても、黙いつめたり、話を聞いてあげないようにしましょう。
- 何が起っても「守り抜く」「おすむまの助け」を原則に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに泣くようなことは言わないようにしましょう。
[我慢しなさい] [大丈夫ではない] [あなたにも悪いところがある] [いいおられるほうが悪い] [聞いてからいじめられる]

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

月	職員会議等	未然防止	早期発見
4	職員会議 いじめ防止基本方針検討	学級作り 授業参観 ライフスキル教育 年間計画作成	家庭訪問 生活アンケート
5	情報交換会	保護者啓発	配慮を要する児童についての 情報交換会 生活アンケート
6		オープンスクール	いじめアンケート
7	いじめ対策委員会		期末懇談会 生活アンケート
8			
9		スマホ・ケータイ人権教室 ネットモラル教育	生活アンケート
10		授業参観 ライフスキル教育	生活アンケート
11			いじめアンケート
12	いじめ対策委員会	ネットトラブル講習会	期末懇談会 生活アンケート

【事案発生時】いじめ対応チーム招集・職員会議

確かな学力の育成・特別活動の充実 道徳、人権教育の充実
保護者、地域との連携・ライフスキル教育の推進

毎月の生活指導委員会及び生活アンケート実施

1		<p>ライフスキル教育</p> <p>ライフスキル教育実践例についての交流</p> <p>授業参観</p>	生活アンケート
2	情報交換会	オープンスクール	<p>配慮を要する児童についての</p> <p>情報交換会 生活アンケート</p>
3	<p>いじめ対策委員会</p> <p>本年度のふりかえり</p>		生活アンケート